

第4次清瀬市男女平等推進プラン策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

第4次清瀬市男女平等推進プラン策定業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

性別を理由とした差別をされることがなく、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮することができるジェンダー平等の実現、家庭や仕事などの多方面で自己の選択による多様な生き方が尊重され、困難を抱えた女性等に対する支援体制及び女性が活躍できる環境が求められている。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「新法」という。）を根拠法令とした困難女性支援計画を内包した、第4次清瀬市男女平等推進プランを策定するにあたり、専門的かつ効率的な作業を行うため、業務全般に係るコンサルテーションを委託する。

(3) 仕様

別紙「業務仕様書」のとおり

(4) 期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(5) 金額の上限

令和8年度 6,400,000円、令和9年度 6,600,000円
13,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

企画提案に参加する者は、下記の要件をすべて満たしていること。

- (1) 清瀬市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 企画提案募集に係る告示の日から企画提案の特定の日までの期間に、清瀬市指名競争入札参加者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 清瀬市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。

3 参加申込みの手続き

- (1) プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び清瀬市契約事務規則等の各規定を理解した上で、「公募型プロポーザルへの参加表明書（様式第2号）」を提出すること。
- (2) 参加表明書提出者に対し、本市より企画提案者として選定したこと若しくは選定しなかったことを別途書面にて通知する。
- (3) 提出期間及び時間
令和8年6月12日（金）9時から6月26日（金）17時まで（必着）
- (4) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、6月26日（金）までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(5) 提出場所

清瀬市地域振興部男女共同参画センター

（〒204-0021 東京都清瀬市元町 1-2-11 アミュー4 階）

電話：042-495-7002 F A X：042-495-7008

4 企画提案書等の作成及び提出

参加事業者は、別紙「第4次清瀬市男女平等推進プラン策定業務仕様書」に定める仕様に沿った企画提案書等の必要書類を、以下のとおり作成し提出すること。

(1) 必要書類・必要部数

ア 企画提案書 7部

イ 見積書 1部

ウ その他必要な書類 7部

(2) 企画提案書規格・構成

「第4次清瀬市男女平等推進プラン策定業務企画提案書等作成要領」による。

(3) 提出期限

7月2日（木）17時まで（必着）

(4) 提出場所

清瀬市地域振興部男女共同参画センター

（〒204-0021 東京都清瀬市元町 1-2-11 アミュー4 階）

電話：042-495-7002 F A X：042-495-7008

(5) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、7月2日（木）までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

6月19日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

別紙「質疑照会書（様式第5-1号）」に質問内容を記入のうえ、郵送または持参で提出すること。なお、質問書の提出回数は、1回のみとする。また、郵送または持参以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 回答日

6月25日（木）

(4) 回答方法

参加事業者全員にメールで回答する。 ※質問が無かった場合はその旨を通知する。

6 審査概要

審査委員会（以下、「委員会」という。）において、以下の審査方法により提案内容を審査し、最も本件業務に適していると認められる業者を選定する。

（１）審査方法

委員会において、提出された企画提案書等の内容について審査し、企画提案内容を総合的に評価する。審査にあたっては、企画提案書等の内容に関する事業者のプレゼンテーションを実施し、これを参考にすることとする。

評価は評価項目別に点数化して実施し、評価点数の合計点が最高得点となった事業者を受託候補者として選定する。

（２）評価項目

審査における評価項目は次の評価表による。

評価項目		評価ポイント
① 業務提案内容	目的意識・業務理解	市の特性、課題の把握は妥当か
	スケジュール	全体のスケジュールや各作業工程は妥当か
	運営事業提案	効果的な運営事業の手法が提案されているか
	仕様書による提案	仕様書に記載のある業務内容が全て提案されているか
	仕様書以外の提案	仕様書に記載の内容以外の新たな提案がされているか
② プレゼンテーション	説明力	企画提案の資料説明、質疑応答における説明力は十分か
	積極性	担当者の本業務に対する取り組み姿勢は積極的か
③ 業務実施体制・担当者の状況	業務実施体制・担当者の状況	業務の履行に十分な人員体制がとられているか
④ 見積額	提案された内容について適切に積算されているか	見積書
⑤ 社会貢献度	女性活躍の推進	女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組んでいるか（えるぼし認定）
	子育て世代への支援	子育てサポートに積極的に取り組んでいるか（くるみん認定）

7 プレゼンテーション

提出書類の内容に沿って、事業計画について説明（20分以内）実施後、質疑応答（30分以内）を行う。企画書提出時に提出した資料を使用して説明するものとし、説明用に追加で資料をすることはできない。

出席者 1事業者あたり3名以内とする。

実施日時 7月16日（木） 1事業者あたり50分程度

※集合時間及び場所は募集期間終了後に通知する。

8 スケジュール

内容	日時
公募開始（告示）	令和8年6月12日（金）
説明会開催 ※書面開催	令和8年6月15日（月）
質疑書締切	令和8年6月19日（金）
回答日	令和8年6月25日（木）
参加表明書締切	令和8年6月26日（金）
企画提案書提出者選定通知	令和8年6月26日（金）
企画提案書提出〆切	令和8年7月2日（木）
プレゼンテーション	令和8年7月16日（木）
選定結果の通知	令和8年7月24日（金）

各実施日については、事務の都合により変更できるものとします。

9 失格条項

本プロポーザルの提案者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為のあった場合。

10 その他留意事項

- (1) 本募集への参加に係る費用については、すべて事業者負担とする。
- (2) 最優秀提案者に選定されたことをもって、事業の契約決定をするわけではなく、必要に応じて市と協議を行い、事業計画を調整した後、契約手続きを行い、市の審査を経て、契約決定となる。
- (3) 本募集において提出された書類は、清瀬市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- (4) 清瀬市で準備した備品の貸し付けについては無償で行うが、故障等があった場合には受託者が修理を行うものとする。事業が止んだ場合は受託者が男女共同参画センター

まで返還すること。事業が止んだ場合現況復帰を行い費用が発生した場合、受託者が負担すること。

(5) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。

(6) プレゼンテーションには、特別な理由がある場合を除き企画提案書等に記載された担当者（実際に本業務を担当する者）が出席すること。

11 事務局

清瀬市地域振興部男女共同参画センター

（〒204-0021 東京都清瀬市元町 1-2-11 アミュー4 階）

電話：042-495-7002 F A X：042-495-7008